

令和3年3月分（4月納付分）から愛知支部の健康保険料率は9.91%に

健康保険料率は地域の医療費等に基づいて算出され、決定します。協会けんぽは医療費の上昇を抑えるため、病気の予防・早期発見のための健康診断・特定保健指導、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいます。皆様の負担する保険料を抑え、医療保険制度を持続するためにも、ご協力よろしくお願いします。

ジェネリック医薬品軽減額通知書をお送りしています

協会けんぽでは毎年8月・2月に、現在使われている医薬品から、ジェネリック医薬品に変更することで自己負担金額が一定額以上軽減される方を対象にお送りしています。

医療機関/薬局	診療分で処方されたお薬(先発医薬品)	お薬代(割負担)

軽減額通知のチェックポイント

- 1 お薬代の軽減可能額
- 2 現在使用されているお薬とそのお値段
- 3 ジェネリック医薬品に変更した、お薬のお値段

ジェネリック医薬品への変更は、**ジェネリック医薬品希望シール**をご活用ください。保険証やお薬手帳に貼るだけで変更の意思を医師や薬剤師に伝えることができます。ご希望の方は、☎052-856-1479 愛知支部 企画総務グループまでお電話を

繁忙期の保険証発行について

3月～5月は入退社する方が多いため、保険証が届くまで**3～4週間**かかります。

事業所

- 「資格取得届」
- 「被扶養者異動届」を作成

届書の提出



日本年金機構

- 届書の審査
- 登録

日本年金機構の登録日の
2営業日後に
保険証の送付

登録データを送信

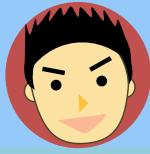


協会けんぽ

- 保険証の作成

事業所が発行する資格証明書は**保険証の代わりとして使うことはできません**。保険証が手元にない状況で病院にかかった場合、一度医療費を全額自己負担し、あとから自己負担した7割の医療費が払い戻される「療養費（立替払）」の制度をご活用ください。
(健康保険で認められない費用は除外されます。)

プロフィール



石久保くん

総務に配属になった新人。
真面目でしっかり者。
九州男児で、
熱くなりすぎる一面も。



山田さん

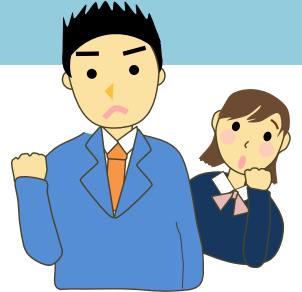
総務に配属され3年。
ひととおり手続きは
こなせるように！

今回の話

石久保くんと山田さんの会社で一人、退職することに。手続きをしている石久保くんのもとに退職される方から問い合わせが届きました。



山田さん！今回退職される方の傷病手当って退職後は受給できるんですか？



退職後も傷病手当を受給するには4つ条件があって、全て満たしていれば退職後も受給できるのよ。



へえ～！条件があるにしても、退職後も受給できるんですね！



そうね。ただ、退職日までに1日の切れ目もなく1年以上、被保険者期間があることや、退職日までに傷病手当を受けている、退職日も休業しているといった条件がそろっていることが必要なの。

全部で4つの条件があるので、次のページで解説します。



そうなんです、退職後も続けて手当が受けられるなんて知りませんでした！



ただ、退職後で老齢退職年金の支給を受けていると傷病手当の金額が調整されちゃうのよ。



え、調整っていうことは受けている手当が減っちゃうってことなんですか？



んー、それは人それぞれ違って来るから一概には言えないかな。ざっくり言っちゃうと今まで傷病手当だけでもらっていた金額が、傷病手当と老齢退職年金の二つに分かれてくるようになるイメージかな？



なるほど！傷病手当と老齢退職年金の両方を全額同時に受け取ることはできないんですね。

退職後の傷病手当の解説！

これら全ての条件を満たしている場合に支給されます

- ・退職日までに、1年以上(任意継続被保険者期間は除く)1日の切れ目もなく継続して被保険者であること。
- ・退職日の前日までに連続して3日以上休業し、退職日も休業している(出勤していない)こと。
- ・同一傷病により、退職後も療養のために労務不能であること。
- ・労務不能期間が継続していること(断続しての受給はできません)。

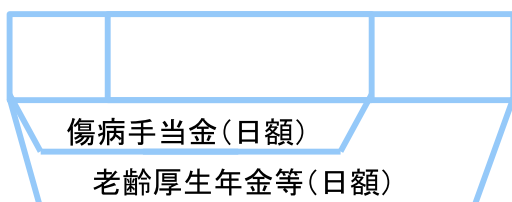


年金の支給を受けている場合の調整

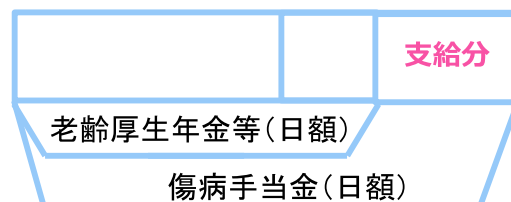
対象: 老齢または、退職を事由とする年金を受給している人

調整: 老齢厚生年金等の1日分の受給額が、傷病手当の受給額を上回っているときは、傷病手当金は支給されません。傷病手当金より年金が少ないときは、その差額が傷病手当金として支給されます。

支給されない場合



支給される場合



注意点

- ・申請するときには、**在職時の健康保険証の記号・番号**を記入してください。
- ・傷病手当金は働くことができない方への給付であり、失業給付は働くことができる方への給付のため、同時受給はできません。

協会けんぽへ
よくあるお問い合わせ

Q.支払日までに何日かかりますか？

A.受付から10営業日ほどかかります。

協会けんぽでは迅速なお支払いに努めていますが、記載漏れや口座の記入誤り等の不備がある場合、お支払いまでにお時間を要しますので、記入漏れ等がないかご確認の上、ご提出いただきますようお願いいたします。

Q.退職後も傷病手当金を受給しているとき、社会保険料(健康保険・厚生年金・介護保険料)はどのような？

A.退職した会社へ保険料の納付は必要ありません。

社会保険料は被保険者期間である期間は納付する必要がありますので、退職した会社に納付する必要はありません(同一月に取得・喪失した場合を除く)。しかし、退職後は原則として国民健康保険(もしくは任意継続)に加入しなければなりませんので、加入した健康保険の保険料は納付することになります。